

「学校法人京都精華大学内部通報規程」

2025年3月29日 制定

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、改正公益通報者保護法（令和2年法律第51号）による内部通報対応体制整備の趣旨に則り、公益通報対象事実を含む法令および学校法人京都精華大学（以下「法人」という。）の寄附行為その他の規程に違反する行為に関する内部通報の適正な対応の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、法令違反行為の早期発見または未然防止と是正を図り、もって法人のコンプライアンス体制の強化および法人業務の適正な確保に資することを目的とする。

(適用)

第2条 本規程において内部通報等を行うことができる者（以下「通報者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人の役員および教職員
- (2) 法人に派遣されている派遣職員および法人との契約に基づいて法人の業務に従事する者
- (3) 法人の大学に在籍する学部学生および大学院学生その他修学または研究に従事する者
- (4) 通報の日前1年以内において前各号のいずれかであった者

(定義)

第3条 本規程において用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「コンプライアンス」

法人の教職員等が、確固たる倫理観をもって法人の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に法人の業務を遂行するため、法令および法人の寄附行為その他の諸規程を遵守することをいう。

(2) 「内部通報」

次に規定する通報以外の通報で、通報者が、不正の目的でなく、公益通報者保護法第2条に定める通報対象事実のみならず、広くコンプライアンスに違反する行為（以下「コンプライアンス違反行為」という。）が生じ、またはまさに生じようとしている旨を第5条に定める窓口へ通報し、または相談することをいう。

(ア) 法人におけるハラスメントに関する通報は、「学校法人京都精華大学ハラスメントの防止・対策に関する規程」により対応する。

(イ) 公的研究補助金等の不正使用に関する通報は、「京都精華大学研究費執行における不正防止規程」により対応する。

(ウ) 研究活動上の不正行為に関する告発は、「京都精華大学における研究活動上の不正行為に関する規程」により対応する。

(3) 「公益通報」

公益通報者保護法第2条に定める通報対象事実について法人内部、当該事実の権限を有する行政機関またはその他法人外部に通報することをいう。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、法人の内部公益通報体制を整備、総括し、継続的な評価・改善を行うことで、法令違反行為の防止に努めなければならない。

(内部通報窓口)

第5条 法人は、内部通報を受け付ける窓口を、内部監査室に設置する。

(受付および報告)

第6条 内部通報窓口において内部通報を受け付けたとき、内部監査室長は直ちに理事長および監事にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告するものとする。ただし、通報内容が理事長本人に関わる場合は、監事のみに報告するものとする。

(従事者)

第7条 前条の報告を受けた理事長は、専任教職員のうちから、通報対象事実の調査をし、是正に必要な措置をとる等の業務（以下「通報対応業務」という。）に従事する者（以下「従事者」という。）を指名するものとする。

2 前項の場合において理事長は従事者となる者に対して、書面または電子メール等により、従事者の地位に就くことを示すものとする。

3 従事者は、複数名を置くものとし、必要に応じて、内部監査室長を従事者とすることもできる。

4 従事者は、当該通報対象業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者でもあり、通報者を特定させるものについて、守秘義務を負うことなどを確認の上、通報対応業務を行うものとする。

5 通報対象事実の実施主体である者（被通知者）その他通報事案に密接に関係し、または関係していたことが明らかになった者は、通報対応業務に関与させないものとする。

(責任者)

第8条 従事者のうち1名を通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）とする。

2 責任者は、従事者を監督し、通報対応業務を総括する。

(内部通報の方法)

第9条 内部通報は、専用の電子メールアドレスへ電子メールで行うことができる。

2 通報者は、内部通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

3 通報者は、不正の利益を得る目的、法人または第三者に損害を与える目的、その他不正の目的をもって、通報を行ってはならない。

(範囲外共有の防止)

第10条 通報者の氏名その他の通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、従事者間でのみ共有するものとする。

2 通報対象事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）は、従事者、内部監査室、是正措置の検討等に関与する役員および教職員のほか、必要に応じて権限を有する行政機関に限り共有するものとする。

- 3 法人は、教職員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとるものとする。
- 4 法人は、教職員等が、通報者を特定したうえでなければ必要性の高い調査が実施できない等のやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとるものとする。

(調査の開始・通知)

- 第 11 条 従事者は、通報されたコンプライアンス違反行為に係る事実関係についての調査を実施するかどうかの検討を行い、解決済みの案件である場合、明らかに調査の必要がない場合等の正当な理由がある場合を除いて、当該通報対応業務の調査を行う。
- 2 法人は、調査にあたって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家の意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。
 - 3 従事者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨および調査の要否について通知する。ただし、匿名による内部通報の場合および当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(調査の実施)

- 第 12 条 従事者は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他適切な方法により調査を行う。
- 2 従事者は、調査対象者に対し、調査実施のために必要な書類および資料の提出または事実の報告および説明を求めることができる。
 - 3 調査対象者は、前項の請求があった場合、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
 - 4 責任者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、自らが理事会その他の会議に出席し、またはその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

- 第 13 条 従事者その他調査に関わる者は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 調査対象者および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 職務上知り得た事実および通報者を特定させる情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。
- 2 理事長は、前項の規定に違反した者に対し、就業規則その他懲戒に関する規程に基づき、懲戒処分を行うことができる。

(是正措置、再発防止措置)

- 第 14 条 責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長および監事に報告しなければならない。
- 2 理事長は、調査結果によりコンプライアンス違反行為の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

- 3 理事長がコンプライアンス違反行為を行ったことが明らかになった場合は、監事は当該事実を理事会に報告し、理事会は、是正に必要な措置をとった後、理事会が相当と認める方法により、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとるものとする。
- 4 責任者は、前2項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合および当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(懲戒処分等)

- 第15条 理事長は、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合は、不正に関与した教職員に対し、就業規則その他懲戒に関する規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。
- 2 虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的をもって通報を行った者に対しても前項同様の処分を行うことができるものとする。
 - 3 コンプライアンス違反行為に関与していた教職員が、調査を開始する前に、自ら通報、申告を行った場合は、当該教職員の懲戒処分等の程度を軽減することがある。
 - 4 教職員が、必要最低限の範囲を超えて通報者を特定させる情報を漏らした場合もしくはやむを得ない場合でないにもかかわらず通報者の探索を行った場合、または通報者に対し不利益な取扱いを行った場合は、理事長は、当該行為を行った教職員に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等諸般の事情を考慮して、懲戒処分を行うことができる。
 - 5 理事長がコンプライアンス違反または前項に掲げる行為を行った場合は、理事会が適切な措置をとるものとする。

(通報者の保護)

- 第16条 法人は、教職員等が通報を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りではない。
- 2 法人は、通報を行った者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。
 - 3 教職員等は、他の者が通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
 - 4 法人は、通報者が通報を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境または修学・研究環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。
 - 5 法人は、通報者に対し、不利益な取扱いを受けた際は内部通報窓口に連絡するようあらかじめ伝える方法により、通報者が不利益な取扱いを受けていないか把握する措置をとるものとする。
 - 6 法人は、前項の定めるところにより、通報者が、通報を理由とする不利益な取扱いを受けていることを把握した場合は、速やかに不利益な状況を解消する等、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

(事後確認)

第17条 責任者は、是正措置および再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

- (1) 内部通報処理の手続等に問題がないこと。

- (2) コンプライアンス違反行為の再発のおそれのないこと。
 - (3) 是正措置および再発防止策が機能していること。
 - (4) 通報者に対し、通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。
- 2 責任者は、前項第3号の確認の結果、是正措置および再発防止策が機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

(記録の保管等)

第18条 法人は、内部通報への対応に関する記録を作成し、10年間保管するものとする。

- 2 法人は、5年に一度、内部通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行う。
- 3 法人は、内部通報窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行および利害関係人の秘密、信用、名誉またはプライバシー等の保護に支障がない範囲において教職員等に報告するものとする。

(教職員等に対する教育・研修による周知)

第19条 法人は、内部通報の仕組みおよび法令順守の重要性について、教職員等に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

- 2 前項の教育・研修においては、退職後1年間は法に基づく内部通報が可能であることを周知するものとする。
- 3 法人は、法および内部通報体制について、従事者に対しては、法律上の守秘義務を有していること等、通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行うものとする。

(関係法令の適用)

第20条 法人における内部通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令の定めるところによる。

(事務)

第21条 内部通報の事務は、内部監査室において行う。

(改廃)

第22条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

- 1 2025年3月29日に制定し、2025年4月1日から施行する。この規程の制定に伴い、「学校法人京都精華大学における公益通報者の保護に関する規程」は2025年3月31日をもって廃止する。
- 2 2025年5月24日改定・施行